

柏崎市A I 新交通あいくるの運行維持に係る協賛に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が企業、団体等（以下「企業等」という。）から協賛（柏崎市A I 新交通あいくる（以下「あいくる」という。）の運行における運転士不足などの課題に対応し、あいくるを中心とした持続可能な公共交通ネットワークを再構築する取組に対する協賛をいう。以下同じ。）を募ることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「協賛金」とは、協議会が協賛の趣旨に賛同した企業等（以下「協賛企業等」という。）から受け入れる資金をいう。

(協賛企業等の要件)

第3条 協賛企業等は、市内に本社、支社、営業所、事務所などを有する企業、団体等とする。

(協賛の申込み)

第4条 企業等が協賛を申し込む場合は、別に定める協賛申込書を柏崎市地域公共交通活性化協議会長（以下「協議会長」という。）に提出するものとする。

(協賛の承諾)

第5条 協議会長は、前条の規定による協賛の申込みがあった場合は、審査の上、承諾の可否を決定する。

2 協議会長は、前項の規定により承諾を決定したときは、当該承諾の決定に係る協賛の申込みをした企業等に対しその旨を通知するものとする。

(協賛申込みの不受理)

第6条 協議会長は、第4条に規定する申込みをしようとする企業等が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同条の協賛申込書を受理しないものとし、当該企業等に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした企業等である場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する企業等である場合
- (3) その他、協議会長が不相当と認める企業等である場合

(協賛金の納入)

第7条 第5条の規定により協賛を承諾された企業等（以下「協賛者」という。）は、所定の期日までに、協議会長が発行する請求書により協賛金を協議会に納入するものとする。

2 協議会長は、前項の規定による協賛金の納入があったときは、当該協賛金の納入をした協賛者に対し領収書を発行するものとする。

(協賛特典)

第8条 前条第1項の規定により協賛金を納入した協賛者は、次に掲げる特典（以下「協賛特典」という。）を得られるものとする。

- (1) あいくる車両外観への広告の掲載
- (2) 公共交通ガイドブックにおける紹介
- (3) あいくる車内における紹介（年額50万円以上の協賛金を納入した協賛者に限る。）

(4) 市及びあいくる運行事業者と連携したあいくる利用促進事業等の実施（年額50万円以上の協賛金を納入した協賛者に限る。）

2 前項第1号の規定により、あいくる車両外観に広告を掲載する際の位置及び掲載サイズについては、協賛者が納入した協賛金の年額に応じ、別表に定めるとおりとする。また、広告の掲載期間は、掲載日から起算して1年間とし、掲載終了予定日の1か月前までに前年と同額での協賛継続の意思が確認でき、かつ、掲載終了予定日までに協賛金が納入された場合は、掲載終了予定日の翌日から起算して1年間、広告掲載を継続できるものとし、以後同様とする。なお、協賛してから2年目以降は、1年間のうち1回に限り、掲載広告を変更できるものとする。

（掲載広告の内容）

第9条 前条第1項第1号のあいくる車両外観への広告の掲載については、次の各号のいずれにも該当しない内容としなければならない。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのある内容
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある内容
- (3) 市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性が損なわれる内容
- (4) 市民に不利益を与える内容
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝その他これに類する内容
- (6) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える内容
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会長が適当でないと認めるもの

（協賛金の使途）

第10条 協賛金は、あいくるに係る次に掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 運転士の確保に関する経費
- (2) 利用促進等に要する経費
- (3) 運行維持等に要する経費
- (4) 協賛特典に要する経費
- (5) 協賛の募集、周知、事務等に要する経費

（協賛の承諾の取消し）

第11条 協議会長は、協賛者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、協賛の承諾を取り消すものとする。

- (1) 協賛者から協賛辞退の申出があった場合
- (2) 協賛者が第6条各号のいずれかに該当すると認められた場合

2 協議会長は、前項第2号の規定により協賛の承諾を取り消すこととなった場合は、当該協賛者に対しその旨を通知するとともに、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規程は、令和6年10月2日から施行する。

別表

協賛金額（年額）	広告掲載位置及び掲載サイズ
20万円	側面（右側又は左側のいずれか1面）、22cm×180cm
13万円	側面（右側又は左側のいずれか1面）、22cm×120cm
10万円	後面、20cm×110cm
7万円	側面（右側又は左側のいずれか1面）、22cm×60cm
6万円	後面、20cm×55cm

※広告デザインに係る経費は含まない。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

柏崎市地域公共交通

活性化協議会長 様

申込者	
所在地（住所）	（〒 — ）
名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

柏崎市 AI 新交通あいくるの運行維持に係る協賛申込書

柏崎市 AI 新交通あいくるサポーター制度の趣旨に賛同し、下記の内容で協賛します。

協賛金額	年額	円
希望する 協賛特典	☐ あいくる車両外観への広告の掲載 ☐ 公共交通ガイドブックにおける紹介 ☐ あいくる車内における紹介（協賛金額が年額 5 0 万円以上の場合のみ） ☐ 市などと連携した利用促進事業の実施（協賛金額が年額 5 0 万円以上の場合のみ）	

別記

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

柏崎市地域公共交通活性化協議会
会長

柏崎市 AI 新交通あいくるの運行維持に係る協賛承諾通知書

年 月 日付けで提出があった柏崎市 AI 新交通あいくるの運行維持に係る協賛申込について承諾します。また、協賛特典の実施予定期間を次のとおり通知します。

協賛特典の実施予定期間

あいくる車両外観への広告の掲載	
公共交通ガイドブックにおける紹介	
あいくる車内における紹介	
市などと連携した利用促進事業の実施	